

平成 20 年 4 月 21 日

お客様各位

当社オンライントレード「取引規程」変更のお知らせ

平素よりドットコモディティをご愛顧いただき、まことにありがとうございます。

当社は、昨年 10 月にひまわりシーエックス株式会社、アストマックス・フューチャーズ株式会社と事業統合を行いました。それにともない、3 社で実施いたしておりました各種ルールおよびサービスの統合を順次行っております。

つきましては、このたび、下記のとおり取引規程の統一を行うことといたしましたので、ここにご通知申し上げます。

当社といたしましては、ルールおよびサービスの統合をさらに進め、今後さまざまな業務の展開を機動的にはかってまいります。

お客さまにおかれましては、なにとぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【適用日】平成 20 年 4 月 28 日（月）より

【内容】

- ・「電子取引に関する規程」、
 - ・「” .COMO（ドットコモ）” 取引規程」
 - ・「” Formula（フォーミュラ）” 取引規程」
 - ・「” Formula DNA（フォーミュラ デーエヌエー）” 取引規程」
- を「ドットコモディティ取引規程」として統一

【主な統一】

- ・追証に関するルール
- ・お客様への通知および請求方法

以上

■取引規程統一における主たる条文変更点について

※主たる変更関連条項のみを記載しており、下線部が変更、追加および削除となります。

<電子取引に関する規程の主たる変更点>

変更	現行
<p>第2条（受託契約の締結と各システムの利用）</p> <p>3 お客様は、当社ホームページ上の口座開設画面で、受託契約の申し込みを行います。 <u>ただし別途当社が定める場合において、当社所定の口座開設申込書にて申込ができるものとします。</u></p> <p>5 下線部削除</p>	<p>第2条（受託契約の締結と各システムの利用）</p> <p>2 お客様は、当社ホームページ上の口座開設画面で、受託契約の申し込みを行います。</p> <p>3 ー後段ー 受託契約は、前項の承諾通知において<u>特に締結する日を定めた場合を除き</u>、この通知を当社が発信したときに成立するものとします。</p>

<“.COMO（ドットコモ）取引規程の主たる変更点>

変更	現行
<p>第19条（通知および請求）</p> <p>2 当社から<u>本システムを利用した画面上</u>で取引証拠金の請求を行うとともに</p> <p>第20条（建玉処分） 預り証拠金が未決済の建玉に係る証拠金預託額に不足しているお客様について、<u>当社が定める日時までに以下の各号における対応がなされない場合</u>、当社は、お客様の計算で、発生日の翌営業日の後場寄付（翌営業日が半休日である場合は翌々営業日の前場寄付）において建玉の全部を成行処分できるものとします。なお、値幅制限等により建玉の処分がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。</p>	<p>第16条（通知および請求）</p> <p>3項、4項、5項および6項 当社からお客様に対して電子メールを用いて、あらかじめ登録いただいた<u>電子メールアドレス宛て</u>にその旨請求、通知</p> <p>第17条（建玉処分） 預り証拠金が未決済の建玉に係る証拠金預託額に不足しているお客様について、<u>前条3項の請求日の翌営業日における第5条（取扱商品）に定める商品に係る前場終了時点の預り証拠金が同時点の未決済の建玉に係る証拠金預託必要額に不足している場合は</u>、当社は、お客様の計算で、請求日の翌営業日の後場寄付（翌営業日が半休日である場合は翌々営業日の前場寄付）において、建玉の全部を成行処分できるものとします。なお、値幅制</p>

<p><u>(1)取引追証拠金にかかる証拠金不足請求額が請求日の翌営業日正午までに預託されない場合</u></p> <p><u>(2)取引追証拠金にかかる証拠金請求について、当社が別途定める方法にて処理が行われない場合</u></p> <p>第 22 条（立替金の請求） 当社は、～中略～、<u>本システムを利用した画面上にて立替金の請求を行い、～中略～、本システムを利用した画面上にて当該有価証券を～中略～充当します。</u></p> <p>第 30 条（所轄裁判所） 当社とお客様との裁判上の紛争については、<u>東京簡易裁判所または東京地方裁判所</u>を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>限等により建玉の処分がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>第 20 条（立替金の請求） 当社は、～中略～、<u>あらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に立替金の請求を行い、～中略～、あらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に当該有価証券を～中略～充当します。</u></p> <p>第 28 条（所轄裁判所） 当社とお客様との裁判上の紛争については、<u>東京地方裁判所</u>を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
--	--

< “Formula（フォーミュラ）” 取引規程の主たる変更点 >

変更	現行
<p>第 20 条（建玉処分） <u>預り証拠金が未決済の建玉に係る証拠金預託額に不足しているお客様について、当社が定める日時までに以下の各号における対応がなされない場合</u>、当社は、お客様の計算で、発生日の翌営業日の後場寄付（翌営業日が半休日である場合は翌々営業日の前場寄付）において建玉の全部を成行処分できるものとします。なお、値幅制限等により建玉の処分がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。</p>	<p>第 13 条（証拠金不能等による建玉の処分） 取引追証拠金などの証拠金を準則に定める時期までに預託されなかった場合など下記の場合には、準則に従い建玉を処分します。事前通告は画面上に表示しますが別途催告は行いません。処分の結果は画面によりご通知します。なお、当該手数料は当社の定めた手数料を準用します。</p>

<p><u>(2)取引追証拠金にかかる証拠金請求について、当社が別途定める方法にて処理が行われない場合</u></p> <p>第 22 条（立替金の請求） ～第 1 項省略～</p> <p><u>2 指定日までに請求した金額の入金がない場合は、お客様は、指定日以降における当社の定める日から入金までの日数に応じ、入金遅延金額に対して年 7.3%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。</u></p>	<p>追加</p> <p>新設</p>
--	---------------------

< “Formula DNA（フォーミュラ ディーエヌエー）” 取引規程の主たる変更点 >

変更	現行
<p>第 20 条（建玉処分）</p> <p>預り証拠金が未決済の建玉に係る証拠金預託額に不足しているお客様について、当社が定めるに日時までに<u>以下の各号における対応がなされない場合</u>、当社は、お客様の計算で、発生日の翌営業日の後場寄付（翌営業日が半休日である場合は翌々営業日の前場寄付）において建玉の全部を成行処分できるものとします。なお、値幅制限等により建玉の処分がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。</p>	<p>第 14 条（証拠金不能等による建玉の処分）</p> <p>預り証拠金が未決済の建玉に係る証拠金預託額に不足しているお客様について、準則に定める時期までに<u>預託されなかった場合は、準則に従い</u>お客様の計算で、請求日の翌営業日の後場寄付（翌営業日が半休日である場合は翌々営業日の前場寄付）において、建玉の全部を成行処分できるものとします。なお、値幅制限等により建玉の処分がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。</p>
<p>第 30 条（所轄裁判所）</p> <p>当社とお客様との裁判上の紛争については、<u>東京簡易裁判所または東京地方裁判所</u>を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 28 条（所轄裁判所）</p> <p>当社とお客様との裁判上の紛争については、<u>東京地方裁判所</u>を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

このたびは、4つの規程（「電子取引に関する規程」、「」.COMO（ドットコモ）” 取引規程」、「」 Formula（フォーミュラ）” 取引規程」および「」 Formula DNA（フォーミュラ ディーエヌエー）” 取引規程」を統合するため、各規程における条文の位置、表現方法など変わっておりますが、主たる変更以外につきましては、お手数ながら、下記規程にてご確認ください。

今後ともドットコモディティをよろしくごお願い申し上げます。